

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	青森県ビューティー&メディカル専門学校
設置者名	学校法人木浪学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
衛生専門課程	理容科	夜・通信	14 単位	7 単位	
	美容科	夜・通信	14 単位	7 単位	
	トータルビューティー科 ベーシック2年コース	夜・通信	10 単位	7 単位	
	トータルビューティー科 エキスパート3年コース	夜・通信	15 単位	10 単位	
商業実務専門課程	メディカルビジネス科	夜・通信	10 単位	7 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

http://www.kinami.ac.jp/disclosure/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	青森県ビューティー&メディカル専門学校
設置者名	学校法人木浪学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

法人本部事務局据え置きとし、事前の請求があれば閲覧に応じる。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	メディカル関係他 株式会社経営者	2025.5.26 ～ 2029.5 定時評議員 会終結時	青森県内外に多業 種の会社を経営し ており、インターン シップの受け入れ や卒業生の採用に おいて協力を得て いる。
非常勤	食品製造業 株式会社経営者	2025.5.26 ～ 2029.5 定時評議員 会終結時	地元企業の経営者 として、理事会にお いて学校運営や人 材育成、企業連携に 関する助言を得て いる。
(備考) 学外者である理事4名の内、2名を記載。			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	青森県ビューティー&メディカル専門学校
設置者名	学校法人木浪学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各学科において、各科目の担当教員並びに講師の意見を基に、担当教員がシラバスを作成している。 また、年度内に2回開催している教育課程編成委員会においても、カリキュラムに対する意見を求め、シラバスの作成に反映させている。 担当教員が作成したシラバスについて、教職員会議において精査し、学校長の承認を得てシラバスを完成している。 完成したシラバスに基づき学則変更等の必要な諸手続きを完了した後、毎年4月にホームページにおいて更新している。	
授業計画書の公表方法	http://www.kinami.ac.jp/disclosure/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 日頃から学生一人一人の理解度を確認し、進級及び卒業に必要な単位がスムーズに修得できるよう指導している。 また、単位修得に困難が生じないよう、毎年度4月（及び必要に応じて）個人面談を実施し、学習意欲の把握に努めている。 学修の成果については、毎学期実施している期末試験において確認している。試験の結果が優れない場合は補習授業や必要に応じて模擬試験などを個別に行い、追試験に臨ませている。 なお、在学中に卒業要件となっている資格取得が困難な場合においては、担当教員による補習授業や再試験の実施、又はレポート提出により、卒業要件である資格試験合格と同等の技術及び知識を習得したことを厳格に確認した上で、単位の修得を認めている。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目の成績評価は100点満点で点数化している。 期末試験を行わない科目については、以下のような基準を総合的に判断して採点を行っている。 (判断基準) 作品の完成度、レポート等の提出状況、授業態度、出席状況など なお科目によっては以下の3段階において採点を行ったものを数値化する場合がある。 (段階評価の内訳) A…80～100点 B…60～79点 C…0～59点 (段階評価の対象となる科目：抜粋) <table border="0"> <tr> <td>・理容科、美容科</td> <td>特別教育活動 など</td> </tr> <tr> <td>・トータルビューティー科ベーシック2年コース</td> <td>総合技術 など</td> </tr> <tr> <td>・トータルビューティー科エキスパート3年コース</td> <td>総合実習 など</td> </tr> <tr> <td>・メディカルビジネス科</td> <td>特別教育活動 など</td> </tr> </table> また、期末試験の結果に基づき、各学生の国家試験又は各種資格試験における合格予測を判定し、結果を学生本人及び保護者に通知している。		・理容科、美容科	特別教育活動 など	・トータルビューティー科ベーシック2年コース	総合技術 など	・トータルビューティー科エキスパート3年コース	総合実習 など	・メディカルビジネス科	特別教育活動 など
・理容科、美容科	特別教育活動 など								
・トータルビューティー科ベーシック2年コース	総合技術 など								
・トータルビューティー科エキスパート3年コース	総合実習 など								
・メディカルビジネス科	特別教育活動 など								
客観的な指標の 算出方法の公表方法	http://www.kinami.ac.jp/disclosure/								
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定は、卒業判定会議資料に基づき、以下の要件を満たしている学生を対象者とし、卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長が決定している。 (1) 理容師法及び美容師法で定める標準授業単位数の8割以上を履修している者、または8割に満たない場合でも欠課授業時間数と同等の補講を受講し8割以上履修していると認められた者。ただし、特段の理由無き欠課については補講を認めない。 (2) 各学期末試験において教科ごとの点数が100点満点中60点以上である者、または60点に満たない場合でも追試験において100点満点中60点を満たしている者。ただし、追試験でも60点を満たさない場合は、その教科において100点満点中60点を合格点とし、それと同等の知識・技術を習得していると認められるまで再試験または補習を行う。なお、再試験や補習を行っても知識・技術の習得が認められない場合には卒業を認めない。 前述の要件と併せて、トータルビューティー科の生徒については表1、メディカルビジネス科の生徒については表2の資格取得を卒業認定の要件とする。 ただし、所定の資格取得がなされなかった場合でも、資格取得と同等の知識・技術の習得が認められる場合は、卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長の決定を以て卒業を認める場合がある。									

表 1

課目	主催	資格
エステティック	日本エステティック協会	認定フェイシャルエステティシャン試験合格 認定ボディエステティシャン試験合格
ネ イ ル	日本ネイリスト協会	ジェルネイル技能検定初級合格 ネイルサロン衛生管理士合格
メ イ ク	JMA	日本メイクアップ技術検定試験3級合格
ブ ラ イ ダ ル	全日本ブライダル協会	ブライダルビューティープランナージュニアライセンス合格

表 2

課目	主催	資格
医薬品学	都道府県	医薬品登録販売者

卒業の認定に関する
方針の公表方法<http://www.kinami.ac.jp/disclosure/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	青森県ビューティー&メディカル専門学校
設置者名	学校法人木浪学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	法人本部事務局据え置きとし、事前の請求があれば閲覧に応じる。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生分野		衛生専門課程	理容科	○	－		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	67 単位 (2, 010 時間)	17 単位 (51 時間)	11 単位 (33 時間)			39 単位 (1, 170 時間)
			67 単位 (2, 010 時間)				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
70 人		13 人	0 人	6 人	13 人	19 人	
(備考) (任意記載事項)							
() 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第 2 条 (経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 各学科において、各科目の担当教員並びに講師の意見を基に、担当教員がシラバスを作成している。 また、年度内に2回開催している教育課程編成委員会においても、カリキュラムに対する意見を求め、シラバスの作成に反映させている。 担当教員が作成したシラバスについて、教職員会議において精査し、学校長の承認を得てシラバスを完成している。 完成したシラバスに基づき学則変更等の必要な諸手続を完了した後、毎年4月にホームページにおいて更新している。
成績評価の基準・方法

(概要) 履修科目の成績評価は100点満点で点数化している。 期末試験を行わない科目については、以下のような基準を総合的に判断して採点を行っている。 (判定基準) 作品の完成度、レポート等の提出状況、授業態度、出席状況など なお、科目によっては以下の3段階において採点を行ったものを数値化する場合がある。 (段階評価の内訳) A・・・80～100点 B・・・60～79点 C・・・0～59点 (段階評価の対象となる科目：抜粋) ・理容科 特別教育活動 など また、期末試験の結果に基づき、各学生の国家試験又は各種資格試験における合格予測を判定し、結果を学生本人及び保護者に通知している。

卒業・進級の認定基準

(概要) 進級及び卒業の認定は、進級及び卒業判定会議資料に基づき、以下の要件を満たしている学生を対象者とし、進級及び卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長が決定している。 (1) 理容師法及び美容師法で定める標準授業単位数の8割以上を履修している者、または8割に満たない場合でも欠課授業時間数と同等の補講を受講し8割以上履修していると認められた者。ただし、特段の理由無き欠課については補講を認めない。 (2) 各学期末試験において教科ごとの点数が100点満点中60点以上である者、または60点に満たない場合でも追試験において100点満点中60点を満たしている者。ただし、追試験でも60点を満たさない場合は、その教科において100点満点中60点を合格点とし、それと同等の知識・技術を習得していると認められるまで再試験または補習を行う。なお、再試験や補習を行っても知識・技術の習得が認められない者には卒業を認めない。

学修支援等

(概要) ・授業態度や個人面談等において学修に困難がないかを確認し、スムーズに単位が修得できるような的確な助言と技術指導を行う。 ・補習授業や模擬試験、再試験を実施し、単位修得または単位修得と同等の技術及び知識の習得を支援する。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
2人 (100%)	0人 (0%)	2人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 理容院			

(就職指導内容) インターンシップによる職場体験、職場見学、求人票の見方、履歴書の書き方、電話応対、面接指導
(主な学修成果（資格・検定等）)
(備考)（任意記載事項） ・理容師国家試験受験資格 ・日本理美容福祉協会 准福祉理美容士資格（希望者のみ） ・日本ネイリスト協会 ジェルネイル技能検定試験初級（希望者のみ） ・日本化粧品検定２級資格（希望者のみ）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
10 人	3 人	30%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談等において本人の意志を確認し、問題の解決に努めている。 中途退学の理由が金銭的理由の場合を除き、保護者を交えて退学後の進路について話し合いの場を設け、支援に取り組んでいる。		

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
衛生分野		衛生専門課程	美容科	○		－	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	67 単位 (2, 010 時間)	17 単位 (51 時間)	11 単位 (33 時間)			39 単位 (1, 170 時間)
			67 単位 (2, 010 時間)				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
140 人		98 人	0 人	7 人	13 人	20 人	
(備考) (任意記載事項)							
() 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第 2 条 (経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 各学科において、各科目の担当教員並びに講師の意見を基に、担当教員がシラバスを作成している。 また、年度内に 2 回開催している教育課程編成委員会においても、カリキュラムに対する意見を求め、シラバスの作成に反映させている。

担当教員が作成したシラバスについて、教職員会議において精査し、学校長の承認を得てシラバスを完成している。 完成したシラバスに基づき学則変更等の必要な諸手続を完了した後、毎年４月にホームページにおいて更新している。
--

成績評価の基準・方法 (概要) 履修科目の成績評価は１００点満点で点数化している。 期末試験を行わない科目については、以下のような基準を総合的に判断して採点を行っている。 (判定基準) 作品の完成度、レポート等の提出状況、授業態度、出席状況など なお、科目によっては以下の３段階において採点を行ったものを数値化する場合がある。 (段階評価の内訳) A・・・80～100点 B・・・60～79点 C・・・0～59点 (段階評価の対象となる科目：抜粋) ・理容科 特別教育活動 など また、期末試験の結果に基づき、各学生の国家試験又は各種資格試験における合格予測を判定し、結果を学生本人及び保護者に通知している。
卒業・進級の認定基準 (概要) 進級及び卒業の認定は、進級及び卒業判定会議資料に基づき、以下の要件を満たしている学生を対象者とし、進級及び卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長が決定している。 (１) 理容師法及び美容師法で定める標準授業単位数の８割以上を履修している者、または８割に満たない場合でも欠課授業時間数と同等の補講を受講し８割以上履修していると認められた者。ただし、特段の理由無き欠課については補講を認めない。 (２) 各学期末試験において教科ごとの点数が１００点満点中６０点以上である者、または６０点に満たない場合でも追試験において１００点満点中６０点を満たしている者。ただし、追試験でも６０点を満たさない場合は、その教科において１００点満点中６０点を合格点とし、それと同等の知識・技術を習得していると認められるまで再試験または補習を行う。なお、再試験や補習を行っても知識・技術の習得が認められない者には卒業を認めない。
学修支援等 (概要) ・授業態度や個人面談等において学修に困難がないかを確認し、スムーズに単位が修得できるような的確な助言と技術指導を行う。 ・補習授業や模擬試験、再試験を実施し、単位修得または単位修得と同等の技術及び知識の習得を支援する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
15 人 (100%)	0 人 (0%)	15 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 美容院、まつげエクステンションサロン			
(就職指導内容) インターンシップによる職場体験、職場見学、求人票の見方、履歴書の書き方、電話応対、面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項） ・美容師国家試験受験資格 ・日本理美容福祉協会 准福祉理美容士資格（希望者のみ） ・日本ネイリスト協会 ジェルネイル技能検定試験初級（希望者のみ） ・日本化粧品検定 2 級資格（希望者のみ）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
77 人	8 人	10.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談等において本人の意志を確認し、問題の解決に努めている。 中途退学の理由が金銭的理由の場合を除き、保護者を交えて退学後の進路について話し合いの場を設け、支援に取り組んでいる。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生分野		衛生専門課程	トータルビューティー科 ベーシック 2 年コース	○	－		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	62 単位 (1,860 時間)	20 単位 (600 時間)		42 単位 (1,260 時間)		
			62 単位 (1,860 時間)				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40 人		24 人	0 人	6 人	13 人	19 人	

(備考) (任意記載事項) () 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第 2 条 (経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。
--

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 各学科において、各科目の担当教員並びに講師の意見を基に、担当教員がシラバスを作成している。 また、年度内に 2 回開催している教育課程編成委員会においても、カリキュラムに対する意見を求め、シラバスの作成に反映させている。 担当教員が作成したシラバスについて、教職員会議において精査し、学校長の承認を得てシラバスを完成している。 完成したシラバスに基づき学則変更等の必要な諸手続を完了した後、毎年 4 月にホームページにおいて更新している。
成績評価の基準・方法
(概要) 履修科目の成績評価は 100 点満点で点数化している。 期末試験を行わない科目については、以下のような基準を総合的に判断して採点を行っている。 (判定基準) 作品の完成度、レポート等の提出状況、授業態度、出席状況など なお、科目によっては以下の 3 段階において採点を行ったものを数値化する場合がある。 (段階評価の内訳) A・・・80～100 点 B・・・60～79 点 C・・・0～59 点 (段階評価の対象となる科目：抜粋) トータルビューティー科 ベーシック 2 年コース 総合技術 など また、期末試験の結果に基づき、各学生の各種資格試験における合格予測を判定し、結果を学生本人及び保護者に通知している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 進級及び卒業の認定は、進級及び卒業判定会議資料に基づき、以下の要件を満たしている学生を対象者とし、進級及び卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長が決定している。 (1) 理容師法及び美容師法で定める標準授業単位数の 8 割以上を履修している者、または 8 割に満たない場合でも欠課授業時間数と同等の補講を受講し 8 割以上履修していると認められた者。ただし、特段の理由無き欠課については補講を認めない。 (2) 各学期末試験において教科ごとの点数が 100 点満点中 60 点以上である者、または 60 点に満たない場合でも追試験において 100 点満点中 60 点を満たしている者。ただし、追試験でも 60 点を満たさない場合は、その教科において 100 点満点中 60 点を合格点とし、それと同等の知識・技術を習得していると認められるまで再試験または補習を行う。なお、再試験や補習を行っても知識・技術の習得が認められない者には卒業を認めない。

なお、トータルビューティー科については、前述の要件と併せて以下の資格取得を卒業認定の要件としている。 ただし、在学中に以下の資格が取得できなかった場合は、当該科目を担当する教員等において補習授業や再試験の実施、又はレポート提出により、卒業要件である資格試験合格と同等の技術及び知識を習得したことを厳格に確認した上で、改めて卒業判定会議を実施し、認定の可否を審議し、校長が決定する。		
課目	主催	資格
エステティック	日本エステティック協会	認定フェイシャルエステティシャン試験合格 認定ボディエステティシャン試験合格
ネイル	日本ネイリスト協会	ジェルネイル技能検定初級合格
		ネイルサロン衛生管理士合格
メイク	JMA	日本メイクアップ技術検定試験3級合格
ブライダル	全日本ブライダル協会	ブライダルビューティープランナー・シェアライセンス合格

学修支援等			
(概要) ・授業態度や個人面談等において学修に困難がないかを確認し、スムーズに単位が修得できるような的確な助言と技術指導を行う ・補習授業や模擬試験、再試験を実施し、単位修得または単位修得と同等の技術及び知識の習得を支援する			
卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
3人 (100%)	0人 (0%)	2人 (66.7%)	1人 (33.3%)
(主な就職、業界等) エステティックサロン、ネイルサロン、ブライダルサロン、化粧品販売業、ヘアメイクアーティスト			
(就職指導内容) インターンシップによる職場体験、職場見学、求人票の見方、履歴書の書き方、電話応対、マナー講習、適性検査、面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・日本エステティック協会 認定フェイシャルエステティシャン、認定ボディエステティシャン ・〃 認定エステティシャン（希望者のみ） ・日本ネイリスト協会 ネイルサロン衛生管理士 ・〃 ジェルネイル技能検定試験初級 ・〃 ジェルネイル技能検定試験中級～上級（希望者のみ） ・日本ネイリスト検定試験センター ネイリスト技能検定試験3級 ・日本メイクアップ技術検定協会 日本メイクアップ技術検定試験3級、2級			

・全日本ブライダル協会 ブライダルビューティープランナー ジュニアライセンス検定 (備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
20 人	3 人	15%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談等において本人の意志を確認し、問題の解決に努めている。 中途退学の理由が金銭的理由の場合を除き、保護者を交えて退学後の進路について話し合いの場を設け、支援に取り組んでいる。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生分野		衛生専門課程	トータルビューティーク エキスパート3年コース	○	－		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	93 単位 (2,790 時間)	24 単位 (720 時間)		69 単位 (2,070 時間)		
			93 単位 (2,790 時間)				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90 人		55 人	0 人	6 人	13 人	19 人	
(備考) (任意記載事項)							
() 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条(経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。							

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 各学科において、各科目の担当教員並びに講師の意見を基に、担当教員がシラバスを作成している。 また、年度内に2回開催している教育課程編成委員会においても、カリキュラムに対する意見を求め、シラバスの作成に反映させている。 担当教員が作成したシラバスについて、教職員会議において精査し、学校長の承認を得てシラバスを完成している。 完成したシラバスに基づき学則変更等の必要な諸手続を完了した後、毎年4月にホームページにおいて更新している。
成績評価の基準・方法
(概要) 履修科目の成績評価は100点満点で点数化している。 期末試験を行わない科目については、以下のような基準を総合的に判断して採点

を行っている。

(判定基準) 作品の完成度、レポート等の提出状況、授業態度、出席状況など

なお、科目によっては以下の３段階において採点を行ったものを数値化する場合がある。

(段階評価の内訳) A・・・80～100点 B・・・60～79点 C・・・0～59点

(段階評価の対象となる科目：抜粋)

- ・トータルビューティー科
エキスパート３年コース 総合技術 など

また、期末試験の結果に基づき、各学生の国家試験又は各種資格試験における合格予測を判定し、結果を学生本人及び保護者に通知している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

進級及び卒業の認定は、進級及び卒業判定会議資料に基づき、以下の要件を満たしている学生を対象者とし、進級及び卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長が決定している。

- (１) 理容師法及び美容師法で定める標準授業単位数の８割以上を履修している者、または８割に満たない場合でも欠課授業時間数と同等の補講を受講し８割以上履修していると認められた者。ただし、特段の理由無き欠課については補講を認めない。
- (２) 各学期末試験において教科ごとの点数が１００点満点中６０点以上である者、または６０点に満たない場合でも追試験において１００点満点中６０点を満たしている者。ただし、追試験でも６０点を満たさない場合は、その教科において１００点満点中６０点を合格点とし、それと同等の知識・技術を習得していると認められるまで再試験または補習を行う。なお、再試験や補習を行っても知識・技術の習得が認められない者には卒業を認めない。

なお、トータルビューティー科については、前述の要件と併せて以下の資格取得を卒業認定の要件としている。

ただし、在学中に以下の資格が取得できなかった場合は、当該科目を担当する教員等において補習授業や再試験の実施、又はレポート提出により、卒業要件である資格試験合格と同等の技術及び知識を習得したことを厳格に確認した上で、改めて卒業判定会議を実施し、認定の可否を審議し、校長が決定する。

課目	主催	資格
エステティック	日本エステティック協会	認定フェイシャルエステティシャン試験合格 認定ボディエステティシャン試験合格
ネイル	日本ネイリスト協会	ジェルネイル技能検定初級合格 ネイルサロン衛生管理士合格
メイク	JMA	日本メイクアップ技術検定試験３級合格
ブライダル	全日本ブライダル協会	ブライダルビューティープランナー・ジュニアライセンス合格

学修支援等			
(概要) ・授業態度や個人面談等において学修に困難がないかを確認し、スムーズに単位が修得できるような的確な助言と技術指導を行う ・補習授業や模擬試験、再試験を実施し、単位修得または単位修得と同等の技術及び知識の習得を支援する			
卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
8 人 (100%)	0 人 (0%)	8 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) エステティックサロン、ネイルサロン、ブライダルサロン、化粧品販売業、ヘアメイクアーティスト			
(就職指導内容) インターンシップによる職場体験、職場見学、求人票の見方、履歴書の書き方、電話応対、マナー講習、適性検査、面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・日本エステティック協会 認定フェイシャルエステティシャン、認定ボディティシャン ・ 〃 認定エステティシャン（希望者のみ） ・日本ネイリスト協会 ネイルサロン衛生管理士 ・ 〃 ジェルネイル技能検定試験初級 ・ 〃 ジェルネイル技能検定試験中級～上級（希望者のみ） ・日本ネイリスト検定試験センター ネイリスト技能検定試験 3 級 ・日本メイクアップ技術検定協会 日本メイクアップ技術検定試験 3 級、2 級 ・全日本ブライダル協会 ブライダルビューティープランナー ジュニアライセンス検定			
(備考) （任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
39 人	1 人	2.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談等において本人の意志を確認し、問題の解決に努めている。 中途退学の理由が金銭的理由の場合を除き、保護者を交えて退学後の進路について話し合いの場を設け、支援に取り組んでいる。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務分野		商業実務専門課程	メディカルビジネス科	○	－		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	62 単位 (1,860 時間)	44 単位 (1,320 時間)	18 単位 (540 時間)			
			62 単位 (1,860 時間)				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		16 人	0 人	4 人	22 人	26 人	
(備考) (任意記載事項)							
() 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第 2 条 (経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。							

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 各学科において、各科目の担当教員並びに講師の意見を基に、担当教員がシラバスを作成している。 また、年度内に 2 回開催している教育課程編成委員会においても、カリキュラムに対する意見を求め、シラバスの作成に反映させている。 担当教員が作成したシラバスについて、教職員会議において精査し、学校長の承認を得てシラバスを完成している。 完成したシラバスに基づき学則変更等の必要な諸手続を完了した後、毎年 4 月にホームページにおいて更新している。
成績評価の基準・方法
(概要) 履修科目の成績評価は 100 点満点で点数化している。 期末試験を行わない科目については、以下のような基準を総合的に判断して採点を行っている。 (判定基準) 作品の完成度、レポート等の提出状況、授業態度、出席状況など なお、科目によっては以下の 3 段階において採点を行ったものを数値化する場合がある。 (段階評価の内訳) A・・・80～100 点 B・・・60～79 点 C・・・0～59 点 (段階評価の対象となる科目：抜粋) ・メディカルビジネス科 特別教育活動 など また、期末試験の結果に基づき、各学生の国家試験又は各種資格試験における合格予測を判定し、結果を学生本人及び保護者に通知している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 進級及び卒業の認定は、進級及び卒業判定会議資料に基づき、以下の要件を満たしている学生を対象者とし、進級及び卒業判定会議において認定の可否を審議し、校長が決定している。 (1) 理容師法及び美容師法で定める標準授業単位数の 8 割以上を履修している者、または 8 割に満たない場合でも欠課授業時間数と同等の補講を

受講し8割以上履修していると認められた者。ただし、特段の理由無き欠課については補講を認めない。

- (2) 各学期末試験において教科ごとの点数が100点満点中60点以上である者、または60点に満たない場合でも追試験において100点満点中60点を満たしている者。ただし、追試験でも60点を満たさない場合は、その教科において100点満点中60点を合格点とし、それと同等の知識・技術を習得していると認められるまで再試験または補習を行う。なお、再試験や補習を行っても知識・技術の習得が認められない者には卒業を認めない。

なお、メディカルビジネス科については、前述の要件と併せて以下の資格取得を卒業認定の要件としている。

ただし、在学中に以下の資格が取得できなかった場合は、当該科目を担当する教員等において補習授業や再試験の実施、又はレポート提出により、卒業要件である資格試験合格と同等の技術及び知識を習得したことを厳格に確認した上で、改めて卒業判定会議を実施し、認定の可否を審議し、校長が決定する。

課目	主催	資格
医薬品学	都道府県	医薬品登録販売者

学修支援等

(概要)

- ・授業態度や個人面談等において学修に困難がないかを確認し、スムーズに単位が修得できるような的確な助言と技術指導を行う。
- ・補習授業や模擬試験、再試験を実施し、単位修得または単位修得と同等の技術及び知識の習得を支援する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
7人 (100%)	0人 (0%)	7人 (100%)	0人 (0%)

(主な就職、業界等)

病院、調剤薬局、ドラッグストア、化粧品メーカー 等

(就職指導内容)

インターンシップによる職場体験、職場見学、求人票の見方、履歴書の書き方、電話応対、面接指導

(主な学修成果（資格・検定等）)

- ・医薬品登録販売者
- ・医療事務技能審査試験（メディカルーク）
- ・医療事務作業補助技能認定試験（ドクターズーク）
- ・調剤報酬請求事務技能認定
- ・マイクロソフトオフィススペシャリスト認定資格（エクセル・ワード）
- ・化粧品総括製造販売責任者資格

(備考)（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
17 人	2 人	11.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談等において本人の意志を確認し、問題の解決に努めている。 中途退学の理由が金銭的理由の場合を除き、保護者を交えて退学後の進路について話し合いの場を設け、支援に取り組んでいる。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理容科	160,000 円	589,200 円	139,200 円	施設費 (入学時のみ) 30,000 円 実習費 (年間) 21,600 円 施設維持費 (年間) 87,600 円
美容科	160,000 円	589,200 円	139,200 円	施設費 (入学時のみ) 30,000 円 実習費 (年間) 21,600 円 施設維持費 (年間) 87,600 円
トータルビューティー科 ベーシック 2 年コース	160,000 円	589,200 円	182,400 円	施設費 (入学時のみ) 30,000 円 実習費 (年間) 64,800 円 施設維持費 (年間) 87,600 円
トータルビューティー科 エキスパート 3 年コース	160,000 円	589,200 円	260,400 円	施設費 (入学時のみ) 30,000 円 実習費 (年間) 142,800 円 施設維持費 (年間) 87,600 円
メディカルビューティ科	160,000 円	589,200 円	226,800 円	施設費 (入学時のみ) 30,000 円 実習費 (年間) 109,200 円 施設維持費 (年間) 87,600 円
修学支援 (任意記載事項)				
制度名称: 「学校法人木浪学園赤十字ボランティア特待生制度」 内 容: 入学時に当該制度に応募した学生の中から、1 年次在学中にボランティア活動に積極的に参加する等、他の模範となった学生 (5 名程度) に対し、2 年次前期の学納金より上限 5 万円の減免を実施している。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kinami.ac.jp/disclosure/
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、本校で定める定数4名の委員を幅広い分野（関係業界・地域住民・卒業生・保護者・高等学校、他）から選定し、学校関係者評価委員会を設置している。 年度内に2回、学校関係者評価委員会を実施し、以下の項目について意見を求め、翌年度の教育活動及び学校運営に反映させている。 (1)教育理念・目標 (2)学校運営 (3)教育活動 (4)学習成果 (5)学生支援 (6)教育環境 (7)学生募集 (8)財務 (9)法令などの遵守 (10)社会貢献・地域貢献		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
高等学校	2026.4.1～2028.3.31	中学校・高等学校等
ボランティア団体	2026.4.1～2028.3.31	地域住民、関係業界
理容院	2026.4.1～2028.3.31	卒業生、保護者、関係業界
美容院	2026.4.1～2028.3.31	関係業界
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kinami.ac.jp/disclosure/		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kinami.ac.jp/
